

オ 身体拘束が禁止されている具体的行為に対する意識と実態

身体拘束の禁止規定に具体的に該当する行為に対する意識は、ほとんどの行為について「身体拘束にあたると思う」との回答が8割を超えている。

しかしながら、「自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。」(82.6%、前回76.0%)「点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。」(76.3%、同64.4%)「車いすやいすからずり落ちたり、立ちあがったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。」(85.8%、同77.7%)「脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。」(84.9%、同79.4%)の4つの行為については、依然身体拘束であるとの意識が相対的に低く、また、これら行為が実際に事業所で行われているケースが多い結果が出ている。このようにこれらの4つの行為実施と意識との間には相関関係が見られ、改めて禁止行為に関する正しい理解と取組みを求める等、より一層の意識啓発が必要である。

なお、回答のあった317事業所、17,454人(前回233事業所、17,441人)のうち、何等かの身体拘束をしていると回答した事業所は185箇所、58.4%(前回156箇所、67.0%)、対象者は実人数1,371人、7.9%(同2,256人、12.9%)であり、そのうち手続きを踏まえている事業所は153箇所、82.7%、対象者は実人数561人、40.9%であった。